

消 防 災 第 1 5 号  
消 防 震 第 8 号  
平成 1 6 年 1 月 3 0 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律のうち緊急消防援助隊に係る部分並びに緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令の施行について

緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令（平成 1 6 年政令第 8 号）が平成 1 6 年 1 月 3 0 日公布され、昨年 6 月成立した消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 4 号。以下「改正法」という。）による改正後の消防組織法（以下「法」という。）第 2 4 条の 3 第 5 項に基づく消防庁長官の指示の対象となる特殊災害の原因、活動に要する国庫負担金の対象経費等並びに施設整備に係る国庫補助金の対象施設及び補助率等について定められるとともに、改正法にあわせて平成 1 6 年 4 月 1 日施行されることとなりました。

これらにより、昨年 9 月に施行された緊急消防援助隊の計画及び登録手続等に係る規定とあわせて、平成 1 6 年 4 月 1 日には、改正法のうち緊急消防援助隊に係る部分のすべてが施行されることとなります。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 緊急消防援助隊に関する政令の一部を改正する政令に関する事項

- 1 法第 2 4 条の 3 第 5 項に基づく消防庁長官の指示の対象となる特殊災害の原因は、 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、 生物剤若しくは毒素の発散、 放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又は これらの発散若しくは放出のおそれがある事故としたこと。
- 2 法第 2 5 条第 1 項の規定による国庫負担金の対象経費は、次に掲げる経費と

し、その全部を国が負担することとしたこと。

隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費

緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

- 3 法第25条第2項の規定による国庫補助金の対象施設は、次に掲げる施設とし、補助の割合は、施設の種類及び規格ごとに総務大臣が定める基準額の2分1としたこと。

消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車その他の消防用自動車  
航空機及び消防艇

救助用資機材、救急用資機材その他の消防用資機材

消防救急デジタル無線設備その他の消防に関する情報通信を行うための施設

## 第2 その他緊急消防援助隊に係る改正法の施行に関する事項

- 1 緊急消防援助隊の登録申請書の様式等については、別に通知したところであるが、積極的な登録の申請について協力を願いたいこと。
- 2 法第24条の4第2項に基づく緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画という。」）については、現在財務大臣との協議中であり、策定次第、通知する予定であること。
- 3 基本計画を踏まえた上で、都道府県及び市町村においては、大規模災害又は特殊災害時における緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動に資するよう、被災地へ出動するための実施計画の作成・連絡体制の確立並びに応援等を受ける場合の受援計画の作成などに努められたいこと。
- 4 国庫補助金及び国庫負担金の交付の手續等については、別途通知する予定であること。